

宮 MIYABITO びと

Corporation association Bulletin

 公益社団法人 宇都宮法人会

● CONTENTS ●

新年賀詞交歓会風景	2
税の百人一首	3
平成25年度 国税専門官採用試験要綱	3
税制改正のあらまし	4
新会員紹介	6
企業P R	8
税理士会コーナー	10
医師が語る健康のお話	11
青年部会コーナー	12
女性部会コーナー	13
特集記事	14
雑談・雑学の庭、行事予定	16

 公益社団法人 宇都宮法人会

表紙写真：上三川町（馬場公園のサクラ）
写真提供：竹末次雄（広報委員）



公益社団法人 宇都宮法人会

盛大に宇都宮法人会新年賀詞交歓会



表彰者一覧

叙 勲

旭日小綬章
前 宇都宮商工会議所会頭 築 郁 夫 様

旭日小綬章
株式会社 横倉本店 北 村 光 弘 様

旭日小綬章
株式会社 栃木銀行 小 林 辰 興 様

旭日小綬章
日神工業 株式会社 神 宮 晃 様

褒 章

黄綬褒章
東栄設備工業 株式会社 黒 澤 敏 男 様

表 彰

国税庁長官表彰
株式会社 大高商事 高 橋 文 吉 様

関東信越国税局長表彰
宮 パーツ 株式会社 入 谷 孝 雄 様

宇都宮税務署長表彰
関東情報 株式会社 押久保 年 古 様

宇都宮税務署長表彰
株式会社 フカサワ 深 澤 雄 一 様

宇都宮税務署長表彰
関東総合開発 株式会社 岡 安 規 男 様

懇親風景



高橋会長あいさつ

去る1月16日午後5時より、市内戸祭元町「アピア」において恒例の新年賀詞交歓会を開催し、佐藤栄一宇都宮市長、塚田忠幸宇都宮税務署長や友誼団体の幹部を含め291名が参集し盛大に行われた。当日はパーティーに先立ち、昨年叙勲並びに国税関係の表彰を受けられた会員各位に対し、会長より記念品が贈呈された。

法人会は昨年4月より新たに公益社団法人として再スタートしましたが、今後も「健全な経営、正しい納税、社会への貢献」をテーマに活動してまいります。



贈呈式風景



北村商工会議所会頭



佐藤宇都宮市長



塚田宇都宮税務署長

税の百人一首の短歌をご紹介します。

税の百人一首 優秀作品

小学生の部 租税教育推進協議会会長賞

税金は未来のための先行投資

納期日までにおさめよう

中学生の部 租税教育推進協議会会長賞

上三川町立上三川小学校 六年一組 戸田 若奈

納税するよりよい社会築くため
貢献しよう次の世代へ

宇都宮短期大学附属中学校 三年二組 蓬田 陽介

高校生の部 税務署長賞

これからの日本の未来築くため
今から税を勉強しよう

宇都宮短期大学附属高等学校 一年二組 菊池 華緒

社会人の部 最優秀

税を識りこころの世界ひろがりて
地域に暮らす今日の喜び

宇都宮市 永木 留男

選評

「税の百人一首」の作品から

短歌の形を借りて、税に関する意識を高めようとするこの企画が相寄ってきた、つまり、この二つのドッキングされたことが、作品の中に見られたことは、望ましいことと思われまふ。

応募者がふえたこともまず喜びの一つであるとともに、この企画が軌道にのったことを証明するものとも考えられます。

また、作品の中身から、小学校、中学校、

高校、社会人と、発達段階、年齢差が好ましい形で見られました。

- ・形として見えるもの
- ・税に関する理解
- ・税の必要性
- ・生活への充実

など、前向きな作品に出会えたことは、嬉しい限りでした。

来年を期待しております。

安野 登美子

平成25年度 国税専門官採用試験要綱

受験資格

- 1 昭和58年4月2日～平成4年4月1日生まれの者
- 2 平成4年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成26年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度

大学卒業程度

申込み方法等

- ★原則…インターネット申込み
- 次のアドレスへアクセスし、説明に従って入力
<http://www.jinji-Shiken.go.jp/juken.html>
- 受付期間
平成25年4月1日(月)午前9時～
4月11日(木) (受信有効)
- ★インターネット申込みができない場合…郵送又は持参
- 提出先
希望する第1次試験地に対応する国税局又は国税事務所
- 受付期間
平成25年4月1日(月)～4月2日(火)
(4月2日までの通信日付印有効)

試験日

- 第1次試験日 平成25年6月9日(日)
第2次試験日 平成25年7月16日(火)～7月23日(火)のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時

試験地

- 第1次試験地 高崎市、さいたま市、新潟市
松本市ほか
第2次試験地 さいたま市ほか

合格者発表日

- 第1次試験合格者 平成25年7月2日(火)午前9時
最終合格者 平成25年8月21日(水)午前9時

問い合わせ先

- インターネット申込みに関する問い合わせ
人事院人材局試験課
TEL：03-3581-5311 内線2332
午前9時30分から午後5時
(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)
- 上記以外の問い合わせ
関東信越国税局人事第二課試験係
TEL：048-600-3111 内線2097
午前8時30分から午後5時
(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

平成25年度
法人会

税制改正のあらまし

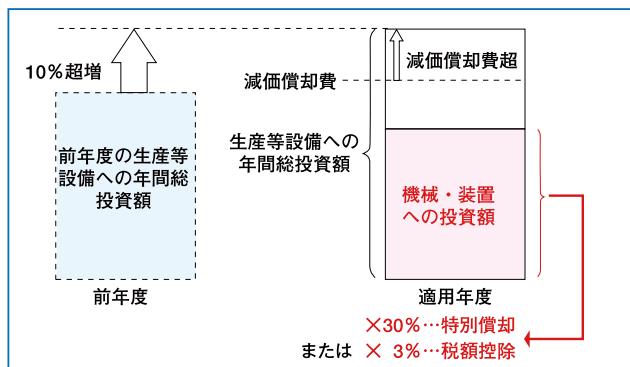
速報版

1 法人税関係

(1) 生産等設備投資促進税制の創設

適用事業年度終了の日に保有している国内の生産等設備の取得価額の合計が、次の①及び②の要件を満たした場合、新たに取得等をした機械・装置について、取得価額の30%の特別償却または取得価額の3%の税額控除（ただし控除税額は当期の法人税額の20%を限度）のうちいずれかを選択適用できます。

- ①国内における生産等設備への年間総投資額が減価償却費を超えた場合
- ②国内における生産等設備への年間総投資額が前年度と比較して10%超増加した場合



適用時期

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度に取得等をした国内の事業の用に供する生産等設備について適用されます。

(2) 環境関連投資促進税制の拡充・延長

エネルギー環境負荷低減推進設備を取得した場合の特別償却または法人税額の特別控除制度について、即時償却の対象資産（太陽光・風力発電設備）に熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション設備）が加えられます。

適用時期

平成27年3月31日まで適用されます。

※エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の30%の特別償却は平成28年3月31日まで延長されます。

(3) 研究開発税制の拡充

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除について、2年間の時限措置として控除税額の上限が法人税額の30%（現行20%）に引き上げられるとともに、特別試験研究費の範囲に一定の共同研究が加えられます。

適用時期

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始す

る事業年度に適用されます。

(4) 所得拡大促進税制の創設

国内の雇用者への給与を5%以上増やして支給した場合には、その給与支給増加額の10%を税額控除〔ただし、控除税額は当期の法人税額の10%（中小企業等は20%）を限度〕でできることとされます〔下記(5)の雇用促進税制とは選択適用〕。

適用時期

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に支給する給与等について適用されます。

(5) 雇用促進税制の拡充

雇用者数が増加した場合の法人税額の特別控除制度について、税額控除限度額が当期中に増加した雇用者1人当たり40万円（現行20万円）に引き上げられるほか、適用要件の判定の基礎となる雇用者の範囲について所要の措置が講じられます〔上記(4)の所得拡大促進税制とは選択適用〕。

適用時期

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

(6) 中小企業の経営改善に向けた設備投資を促進するための税制措置の創設

経営改善に関する指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、器具備品及び建物附属設備を取得等して指定事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却または取得価額の7%の税額控除（ただし、控除税額は当期の法人税額の20%を限度）のうちいずれかを選択適用できます。

適用時期

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、指導・助言を受けて行う店舗改修等に伴う器具備品及び建物附属設備の取得等について適用されます。

(7) 中小企業の交際費課税の特例の拡充

中小企業の交際費課税の特例について、定額控除限度額が800万円（現行600万円）に引き上げられるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置（現行10%）が廃止されます（800万円以下の交際費が全額損金算入可）。

適用時期

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

2 所得税関係

(1) 所得税の最高税率の見直し

現行の税率構造に加え、課税所得4,000万円超について45%の税率が設けられます。

適用時期

平成27年分以後の所得税について適用されます。

(2) 金融所得課税の一体化の拡充

金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等及び株式等に係る所得に対する課税が見直されます。

(3) 日本版 ISA の拡充

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が拡充されます。

(4) 住宅取得に係る措置

- ①住宅ローン減税の拡充・延長
- ②自己資金で住宅の取得をした場合の特例措置の拡充・延長
- ③自己資金で省エネ、バリアフリー、耐震に係るリフォームをした場合の減税措置の拡充・延長
- ④個人住民税における住宅ローン控除制度の改正

3 資産税関係

(1) 相続税の基礎控除及び税率構造の見直し

①相続税の基礎控除の引き下げ

現 行	改正案
5,000万円＋ 1,000万円×法定相続人数	3,000万円＋ 600万円×法定相続人数

②相続税の税率構造の見直し

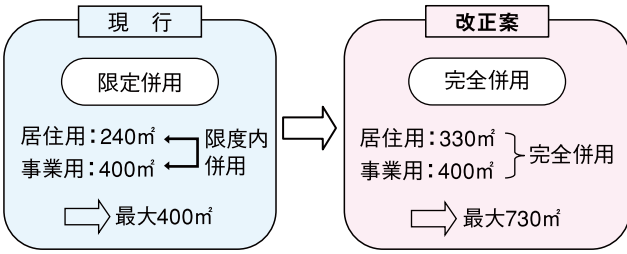
現 行		改正案	
法定相続分相当額	税率	法定相続分相当額	税率
1,000万円以下の部分	10%	1,000万円以下の部分	10%
3,000万円以下	15%	3,000万円以下	15%
5,000万円以下	20%	5,000万円以下	20%
1億円以下	30%	1億円以下	30%
3億円以下	40%	2億円以下	40%
		3億円以下	45%
3億円超	50%	6億円以下	50%
		6億円超	55%

適用時期

平成27年1月1日以後に相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

(2) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

- ①特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積が330㎡（現行240㎡）までの部分に拡充されます。
- ②現行、限定的に併用が認められている特定居住用宅地等と特定事業用宅地等について、完全併用が可能とされます(貸付事業用宅地等は除く)。



適用時期

平成27年1月1日以後に相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

(3) 贈与税の税率構造の見直し

最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造が緩和されます。

適用時期

平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

(4) 相続時精算課税制度の適用要件の見直し

(5) 事業承継税制の抜本的な見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、適用要件の緩和、利子税等の負担の軽減、手続きの簡素化等が見直しが行われます。

(6) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

受贈者（30歳未満の子または孫などの直系卑属）の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出した場合、受贈者1人につき1,500万円（学校以外に支払われる金銭は500万円を限度）までの金額に相当する部分の価額については贈与税が課されないこととされます。

※この概要は、平成25年1月29日に閣議決定された平成25年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

栃木県・県内各市町からのお知らせ

個人住民税は特別徴収で納めましょう

個人住民税は、事業主が特別徴収（給与天引き）で納める義務があります。

事業主のメリット… 個人住民税の税額計算は市町が行います。事業主が税額を計算する必要はありません。

従業員のメリット… 金融機関に向いて納税する手間が省けます。また、特別徴収は納期が年12回なので、年4回の普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくてすみます。

※問い合わせは、お住まいの市町村の個人住民税担当課にお願いいたします。

新会員紹介

(平成24年12月～平成25年2月入会)

所属支部	法人名	代表者	住 所	業 種
細 谷 戸 祭	(有)シマダ建設	嶋 田 辰 雄	宇都宮市八幡台6-7	建設業
	(株)フォトクリエーションアライブ	高 橋 順 也	宇都宮市中戸祭1丁目1-36	写真業
	(株)エスアイウイズパートナーズ	佐 久 間 寛	宇都宮市上戸祭3丁目2-23	コンビニエンスストア業
	(有)トータルハウス	塩 谷 紀 久 雄	宇都宮市細谷町759-5	土木工事
	はなまつり	島 田 学 郎	宇都宮市山本2丁目9-14	生花小売
	(株)サニーハート	中 原 淳	宇都宮市東宝木町7-4	介護事業
マ ロ ニ エ	(株)ダイニング心	緑 川 守	宇都宮市竹林町495-7	飲食業
	(有)大裕建設	井 野 裕 正	宇都宮市中今泉4丁目28-10	建設業
	ローソン宇都宮岩曽町店	岩 崎 弘 樹	宇都宮市岩曽町46-5	小売業
	古道具あらい	荒 井 正 則	宇都宮市岩曽町898-2	小売業
	(有)あおやぎ亭	青 柳 満	宇都宮市今泉町217-7	飲食業
	りらく整体森のウタ	飯 塚 和 目	宇都宮市中今泉3丁目31-1	整体
	(株)IMASO	碓 井 修 己	宇都宮市大曽1丁目5-10	福祉
御 幸 平 出	(株)河又商事	河 又 敏 浩	宇都宮市平出町3538-1	運送業
	ゴールドネット(株)	本 田 恵 美 子	宇都宮市御幸ヶ原町36-63	金券等の販売・買取
	理容すずき	鈴 木 東 洋 子	宇都宮市御幸ヶ原町147-14	理容業
駅 東	(株)アイ・リーフ	稲 葉 浩 幸	宇都宮市元今泉1丁目20-4	保険代理業
	(有)エフアールアイ	古 井 正 浩	宇都宮市築瀬町1381-70	建設業
	特定非営利活動法人高齢者・ 障害者雇用促進を支援する会	星 野 光 章	宇都宮市峰1丁目16-19	福祉
	(有)ナショナル企画	安 部 英 子	宇都宮市東宿郷2丁目2-6	整体
	(株)JAMROCK	斎 藤 健	宇都宮市平松本町328-8	広告制作業
	(株)サードアイ	大 竹 正 行	宇都宮市元今泉7丁目33-10	情報処理サービス
	(株)K-ハウス	江 面 幸 太 郎	宇都宮市築瀬1丁目19-10	一般建設業
	(有)サムサーラ	井 上 加 寿 美	宇都宮市城東1丁目3-20	エステティックサロン
	(株)TAMI	山 崎 民 子	宇都宮市城東2丁目25-13	健康美容業
	(株)ナッシュ	名 久 井 孝 久	宇都宮市元今泉2丁目37-9	卸売業
石 井 横 田	(株)多吉	野 澤 洋 一	宇都宮市西刑部町330	不動産賃貸
	(株)ティーエスケー	高 野 祥 吾	宇都宮市台新田町164-8	建設業
	クリーニングショップのざわ	野 澤 勲	宇都宮市石井町2551-5	クリーニング業
	ヘアサロンシェア	長 嶋 聡	宇都宮市石井町2817-6	理容業
	(株)本澤建築設計事務所	本 澤 宗 夫	宇都宮市川田町1223-27	建築設計
陽 南 幕 田	(株)ナイスサポート	鈴 木 雅 彦	宇都宮市双葉2丁目9-35	新聞拡張業
	(株)アール・ジャパン	佐 藤 良 一	宇都宮市八千代2丁目4-12	ステッカー制作・ウェアプリント
	(有)アジア産業	村 松 正 義	宇都宮市宮本町4-13	土木・建築工事業
	(有)プレステージ	細 内 雄 二	宇都宮市西川田町972-13	車輛販売業
	(有)良和企画	酒 井 良 治	宇都宮市春日町1-9	不動産管理・仲介
	Green・earth(株)	高 橋 智 也	宇都宮市緑5丁目8-40	太陽光・LED販売業
	(有)北関東塗装工業	泉 敏 夫	宇都宮市今宮3丁目15-3	塗装工事業
	(有)シーファイブ	尾 関 誠	宇都宮市緑3丁目34-23	広告代理業
	(株)COCO JAPAN	椎 根 正 也	宇都宮市東原町15-9	健康関連商品販売
	西川田焼きそば・イモフライ店	小 島 照 行	宇都宮市西川田町1025-1	飲食店
	(有)神山商販	神 山 明 彦	宇都宮市八千代2丁目3-1	食品販売

所属支部	法人名	代表者	住 所	業 種
陽 南 幕 田	建築工房A E O N	和 久 健 一	宇都宮市今宮4丁目8-2	建築業
さ く ら	(株)SUN FLAT PROJECT	岡 田 陽 平	宇都宮市砥上町957	自動車販売業
	(有)小野労務管理事務所	小 野 裕 司	宇都宮市砥上町151-4	社会保険労務士事務所
	(株)総合給食センター緑	中 島 和 平	宇都宮市鶴田町431-20	仕出し弁当
	(有)フェードイン	工 藤 敬 子	宇都宮市鶴田町1710-91	放送番組の企画制作
	(有)サンククリーン宇都宮	床 井 直 美	宇都宮市上欠町1231-373	内装工事業
	(有)ワールドファミリー	阿 部 陽 子	宇都宮市鶴田町3021-1	不動産業
	(有)とがみ興業	小 林 勉	宇都宮市砥上町327-32	土木工事業
	社会福祉法人マロニエ	磯 貝 充	宇都宮市睦町3-7	福祉施設
西 原 花 房	(協)栃木県消防設備保守協会	芦 澤 伸	宇都宮市花園町6-7	消防設備保守点検事業他
	みつわ(株)	植 木 和 洋	宇都宮市西2丁目6-13	飲食業
	東海ホーム(株)	平 出 勝 美	宇都宮市西1丁目4-27	建設業
	(有)シービー・ムジカコーポレーション	宇 佐 美 弘 三	宇都宮市花園町2-19	化粧品小売
	焼きそばキング	伊 藤 信	宇都宮市花房3丁目3-36	飲食業
	三井住友海上あいおい生命保険(株) 栃木生保支社	林 昌 俊	宇都宮市伝馬町1-9	生命保険業
中 央	ギャラリーはなみち	小 室 明 男	宇都宮市中央1丁目5-9	画廊
	文生堂製本所	蟹 澤 昌 宏	宇都宮市中央3丁目1-5	製本業
	(有)リッキー・フードシステム	村 中 理 恵	宇都宮市中央1丁目10-15	飲食業
	(有)中山文吉商店	中 山 道 夫	宇都宮市旭2丁目7-11	小売業
北	(有)川井新聞店	川 井 實	宇都宮市宝木本町2045-15	新聞販売
	(有)小池油店	小 池 栄 次	宇都宮市石那田町125	ガソリンスタンド
清 原	(有)織賀和興業	小 川 信 夫	宇都宮市氷室町517	建設業
	猿田空調	小 林 康 弘	宇都宮市上籠谷町1325-4	空調
	合同会社オキコーゼネラル	沖 田 祐 樹	宇都宮市清原台1丁目10-7	冷凍食品販売
	(有)石川建材興業	石 川 亮 弘	宇都宮市氷室町1606	建設資材の運搬
城 山	(株)エス・アイ・エヌ	林 恵 司	宇都宮市駒生町1407	電気工事業
	(有)アクア	狩 野 正 樹	宇都宮市駒生町3358	保険代理店
	(株)ホシノグリーン	星 野 大 祐	鹿沼市上石川1866-32	集配利用運送業
雀 宮	(株)ベストコミュニケーション	黒 須 光 男	宇都宮市インターパーク6丁目2-3	一般労働者派遣事業
	(株)こじま建材	小 嶋 昭 夫	宇都宮市中島町245	運送業
	合同会社I P-O N E	鈴 木 章 浩	宇都宮市インターパーク1丁目2-1	小売業
	山口建築	山 口 剛	宇都宮市宮の内2丁目813-17	建築業
	栃木サンヘルス(株)	小 堀 秀 夫	宇都宮市針ヶ谷1丁目10-7	水処理機器販売
	アベ機械サービス(株)	阿 部 浩	宇都宮市針ヶ谷町457-2	電気工事業
	(株)イケダソーイング 栃木工場	池 田 靖 彦	宇都宮市針ヶ谷町470	縫製業
	(株)安食縫製 栃木工場	安 食 眞 作	宇都宮市針ヶ谷町470	縫製業
	(株)飯岡縫製 宇都宮工場	飯 岡 栄 子	宇都宮市針ヶ谷町470	縫製業
	(株)エーケービー	青 柳 勝 男	宇都宮市針ヶ谷町470	縫製業
	(株)セキヤ	関 谷 ト シ 子	宇都宮市針ヶ谷町470	縫製業
	(株)玄米酵素特約店はな野	日 向 野 玲 子	宇都宮市下岡本町2505-16	健康食品販売
河 内	(有)舟越自動車	舟 越 秀 夫	宇都宮市中岡本町3198-2	自動車整備
上 三 川	(有)野澤塗装	野 澤 忠 雄	上三川町上蒲生2097-4	塗装工事業
	(株)関口	廣 田 篤	上三川町大字多功2510	リサイクル業
	(有)メンズバーバー加藤	加 藤 先 人	上三川町しらさぎ1丁目45-12	理容業
	(有)仁平組	仁 平 光 浩	上三川町大字上郷2289	土木工事業
	(株)智蔵	杉 山 智 己	上三川町大字梁398-4	建設業



(株)明成興産

代表者／渡 邊 正 芳

□住所：宇都宮市材木町5-3
 □TEL：028-639-2103 □FAX：028-639-2107
 □URL：http://www.meiseikousan.co.jp □事業種：不動産業

当社は昭和51年に不動産業として創業し、現在37年目を迎えました。不動産のトータルプランナーとして、売買、仲介、賃貸物件管理等、また、オーナー様と共同で、空室アパートを満室経営にする事業も行っています。宇都宮法務局、裁判所の南斜め前、「新川」バス亭前ですのでお気軽にご来店ください。スタッフ一同、お客様の気持ちになって、感謝の心で対応させていただきます。（空室及び空事務所で困っている皆さん、秘密厳守、相談無料ですのでぜひ、ご一報ください。）



(株)フカサワ

代表者／深 澤 雄 一

□住所：宇都宮市元今泉4-6-9 □TEL：028-651-0005
 □FAX：028-651-0010 □URL：http://www.fk-net.co.jp
 □事業種：工業・農業・包装資材・物流機器の販売業

☆お客様に必ずメリットをさしあげます☆

パッケージと物流ソリューションの専門商社である当社の社是は、『人間力を練磨し、価値の創造に努め、お客様の繁栄に奉仕して会社に貢献し、業界効率No.1を目指し、全社員が幸福となる。』であります。さらに、経営理念は『共栄の商道』として『我社の「自利」は、すべての得意先、仕入先、そして我々が生活し働いている地域社会に対して貢献するという「利他」により活かされています。』であり、すべて傍のために働くことで幸せになります。今後もお客様への更なる利便性向上を目指してまいります。

PR 会員企業の紹介



興明電気(株)

代表者／星 野 洋 三

□住所：宇都宮市江曾島本町7-14
 □TEL：028-658-1336 □FAX：028-658-0666
 □事業種：電気工事業

当社は地元のお客様をはじめ多くのお得意様や官公庁様よりご愛顧をいただき営業してまいりました。ビル・マンション・工場等の電気設備工事の設計・施工を営んでおり、近年では高齢化社会に向けた、老人介護施設の施工も数多く手掛けております。また、店舗・事務所等のリフォーム工事などもお客様のご要望に必ずお応えできる施工を心掛けております。

地域社会の一員として、お客様のニーズに合った新しい商品（省エネルギー設備・技術など）を提案し、社会に貢献してまいります。



亀田自動車工業(株)

代表者／亀 田 恵 治

□住所：宇都宮市上横田町1479
 □TEL：028-658-1175
 □事業種：車検整備・一般修理・損害保険代理店

あなたの車は大丈夫ですか？車は、人間の体と同じです。人間の血液がドロドロしていると、いろいろな病気にかかります。車もオイル交換をしないと、ドロドロしているような故障の原因につながります。車のことをむずかしく考えずに、まずはエンジンオイルを定期的に交換することが大切です。

人間の健康診断は、車では法定12ヶ月点検・車検整備ということになります。点検して、安心・安全・快適なカーライフを応援します！お気軽にお問合せください。



センボン洋菓子店

店長／高橋 孝宏

□住所：宇都宮市竹林町400-3 □TEL：028-621-7817
□Eメール：p.senbon@gmail.com □事業種：洋菓子店

作成のきっかけは・・・栃木県は苺の収穫量が全国1位なので、何かお土産になるものを作りたい、シフォンケーキに苺を使用したものを考えました。しかし、焼いてみると苺が茶色に変化してしまい、失敗・・・。着色料は使用しなかったで、あきらめていました。

それから5年くらい経って、体に良いとされる食用の竹炭に出会い、何かに使用できないかと考えました。竹炭は無味無臭のため、他の食材の味や香りを邪魔しないという利点を生かし、5年前に失敗に終わったシフォンを思い出してそれに使用することにしました。すると、今までの配合では、黒の先入観に負けてしまい、苺の存在が弱まってしまうのです。そこで、苺の濃縮果汁を使い・・・まだ足りなかったので苺のフリーズドライまで使用しました。すると、酸味まで味わえ、黒くてもしっかり苺の味が出せたのです。販売すると、段々と口コミで広がり、毎日新聞やTV朝日に出させていただきました。

竹炭シフォン
日本全国絶品スイーツで人気
(テレビ初公開BEST30を限界まで食べ尽くせ！)



(有)小柳商事

代表者／小柳 雄一郎

□住所：宇都宮市雀の宮4丁目8-13
□フリーダイヤル：0120-54-0806
□TEL：028-654-0806 □FAX：028-655-2079
□事業種：クリーニング用機械・資材の販売・修理

弊社は主に、県内のクリーニング店様や洗濯機等を使用する施設様を訪問しています。

その他、家庭用に長府のボイラーや三浦の軟水器を販売しております。水が変われば、くらしが変わる。お肌・お洗濯・お掃除・お料理・ペットも変わります。

お気軽にお問い合わせください。

Member



(株)TMC経営支援センター・社会保険労務士法人TMC

代表者／岡 部 正 治

□住所：宇都宮市宝木本町1140-200
□TEL：028-666-3005 □FAX：028-666-3006
□事業種：社会保険労務士業務・経営コンサルティング業務

◇最近の主な活動内容

- ①各団体、企業等の依頼によるセミナー講師（労働安全、助成金活用、労使トラブル対策等）
- ②企業側及び労働者側からの労使トラブル相談対応
- ③就業規則の診断・見直し、企業防衛型の就業規則作成
- ④災害復興関係の助成金相談



(株)アイ・リーフ

代表者／稲 葉 浩 幸

□住所：宇都宮市元今泉1-20-4 □TEL：028-307-7578
□FAX：028-639-6933 □URL：http://www.sompojapan-ag.com/a/i-leaf
□事業種：損害保険、生命保険代理業

「アイ・リーフ保険事務所」として新会社をスタートし、3年目となりました。

「保険は難しい」と思いませんか？保険は難しいですよな～。保険用語がたくさんあり、複雑で聞いても分からないから、勧められる保険に加入しようという方も多くみられます。もし、万が一のことがあった場合、それで本当に安心ですか？当社は、保険を分かりやすくお客様の立場となつて、より最適な保険をご提案、一人ひとりに愛されるパートナーとして、努力いたしております。

個人の保険、法人の保険、福利厚生保険、各団体等保険など、無料でご相談をお受けし、お伺いいたします。お気軽にお問合せください。損害保険ジャパン、NKS J じまわり生命、第一生命を取扱っております。

ZEIRISHI
KAI corner税理士会
コーナー

消費税率アップ時の注意点

現在5%の消費税率は、平成26年4月1日から8%となり、さらに1年半後の平成27年10月1日に10%へと引き上げられることとなりました。

税率引き上げに伴い、発行する請求書に何パーセントの税率を記載すべきか、判断に迷うケースも出てくると思われます。そこで、今回は、税率が8%に上がる際に、特に注意が必要と思われる取引を確認したいと思います。

1. 工事の請負契約について

原則は、工事物件の「完成引渡しの日」で判定となります。工事物件を平成26年3月31日に引渡ししたのであれば5%の税率となり、26年4月1日に引渡ししたのであれば8%の税率が適用されます。

ただし、長期請負工事に関しては例外があり、平成25年9月30日までに

「契約」が行われた場合には、「完成引渡しの日」が平成26年4月1日以降のときであっても従来の5%の税率を適用することが可能となります（税率が10%に上がる場合には、平成27年3月31日までの「契約」であれば、8%の税率が適用できます）。

この適用を受けることができる取引は、工事の請負契約のほか、ソフトウェアの開発や製造請負契約など、法律で一定範囲が定められています。また、分譲マンションの購入の場合には、「請負契約」ではないため、この適用が受けられません。

2. リース契約について

(1) リース対象資産を購入時に「資産」として計上している場合

リース資産の「引渡しを受けた日」の税率が適用されます。

(2) リース料を支払った都度、「リース料」として費用処理している場合

通常は、この形で経理処理をされていることが多いと思われます。

この場合も、リース資産の「引渡しを受けた日」の税率が適用されます。注意が必要なのは、次のようなケースです。

- リース資産A：平成25年6月にリース契約・引渡し（リース期間5年） 5%
- リース資産B：平成26年8月にリース契約・引渡し（リース期間5年） 8%
- リース資産C：平成27年11月にリース契約・引渡し（リース期間5年） 10%

いずれのリース料も、月額一万円だったとすると、平成27年11月以降に発生するリース料は一万円が3つですが、全て消費税率が異なりますので、経理処理をする際に、その税率を区別して処理をする必要があります。誤った税率を適用してしまうことがないよう、これまで以上にリース契約の管理が重要となってきます。

3. 不動産の賃貸借契約について

原則は、賃貸料の支払いがあった時点の税率が適用されます。このため、平成26年4月以降は、事務所や駐車場の賃料が値上げされることが多いと思われるでしょう。

例外として、平成25年9月30日までに契約し、平成26年3月31日までに貸付を開始した場合において、下記の要件を満たせば、その後も引き続き5%の税率を適用することが可能です。

- ① 平成26年3月31日までに引渡し、貸付を開始すること
- ② 平成26年4月1日以降に引き続き貸付を行っていること
- ③ 貸付の期間と対価の額が定められていること
- ④ 事業者が対価の額の変更を求めることができないこと
- ⑤ 契約中にいつでも解約の申入れを

することができ旨の定めがないこと
⑥ その他対価に関する契約内容が法令で定める要件を満たすこと

ただし、通常の賃貸借契約の場合は、「経済状況の変動に伴い、協議の上、賃料の改定をすることができ」といった規定があるため、この例外規定の適用を受けられるケースは少ないものと思われます。

以上、税率の引き上げに際して、特に影響が大きいと思われる取引について取り上げてみました。工事の請負契約等については、取引金額が大きくなることから、それに適用する税率が何パーセントになるかは、非常に大きな問題となります。この内容は平成25年2月末時点での法令その他の情報をもとに記載しています。今後さらに、国税庁等から新たな通達や取扱いが公表されると思われます。今回の内容とは異なる取扱いとなる可能性もありますので、その内容に十分ご注意ください。また、疑問点等がございましたら、所轄の税務署かお近くの税理士にお問い合わせてください。

（文責 関東信越税理士会 宇都宮支部）

飯野 貴道

医師が語る健康のお話

腰痛について

pain in the lower back

日本医師会副会長 宝住 与一

整形外科の患者さんで、一番多いのは腰痛です。

腰痛は、人間以外の脊椎動物では構造的にほとんどないと思っております。私の教室の先輩が、犬で腰痛の実験をするため、何とか立って歩かそうとしましたが駄目でした。

腰痛は、人間が立って歩くようになってから発生するようになったと思われまます。

人体の構造を見ると、もともと四足で歩いていたのに、立ち上がるようになり、手がフリーとなり手を使うことにより脳を刺激し、脳が発達し人類繁栄のきっかけになったと思います。

立ち上がるきっかけは、多分、オラ



〈プロフィール〉

ほうずみ・よいち

日光市生まれ、宇都宮高校、北海道大学医学部卒業、昭和54年宇都宮市で開業、宇都宮市医師会役員を経て、宇都宮市医師会長、栃木県医師会長、日本医師会副会長を歴任

ンウータン、ゴリラ等類人類と同様に森で生活していたのが、人類が平地で生活するようになり、立って歩くこうが見通しも良く有利なため、そうなったと思われております。

しかし、一方、体の構造は、立って歩くように発生したわけではないので、すから、いくら進化しても限界があり、欠陥が現れました。

ただ、それにより脳が発達し、少しくらい頭が重くなっても、問題なく生活ができ、現代文明に至ったと思っております。

人間の体を考えると背骨一本で、前後、左右、それから左右のねじれまでできます。動きが良いのと安定性は相反するので、動きが良くて安定性を保つのは容易ではなく、腰は人間の体の中で一番故障しやすい場所の一つです。背筋・腹筋が弱いと、また弱くなると、腰痛が起きます。高齢により骨が脆くなったり弱くなったり、また、余計な骨ができた場合、神経を圧迫し腰痛、足がもつれて歩けなくなることもあります。

骨が柔らかくなったり、余計な骨ができたりして歩けなくなる方もおります。

また、筋肉や腱も骨と比例して弱くなるので、年齢をとると腰痛は避けられません。それに伴い腰部に起因する歩行障害も避けられません。

それらを避けるために、完全に避けることは不可能ですが、どうすれば良いのか。

それは腰部に負担をかけないように心がけることです。すなわち、腰部に荷重がかかる時、上から下にかかるようにする。それぞれ個人で体つきは違いますから、一律にこうだとは言えません。

正しい姿勢で歩く。

中腰はできるだけ避ける。

腰部下肢の屈伸運動をこまめにする。(1日3回くらい) 1回は屈伸10回として朝昼夕の3回くらいですか。

できたら、風呂を出た後に腹筋・背筋の運動も少し行ってください。家で例えれば、背骨は柱、腹筋・背筋は壁にあたります。だから腹筋・背筋を強くすることはコルセットを付けることと同じようになり、腰部の負担を軽くします。

ただ、コルセット等は腰部の筋肉を弱くするので、一度つけるとなかなか外せなくなるので、そうならないようご注意ください。痛みが取れたらできるだけ早く外してください。

少し恰好は悪いですが、杖をつくことはお勧めします。歩行の安定を助けますし、腰の負担を軽くします。





平石北小学校にて講師 副部会長 菊地正幸氏

「租税教室」へ講師派遣

「租税教育活動」は日本の未来を担う子どもたちに、健全な納税者意識（租税は国家の礎であり、この租税の意義や役割を正しく理解し、社会構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国のあり方を主体的に考えるという自覚）を培う



ていただくことを目的として、平成23年度から宇都宮法人会の各支部活動に組み込まれ、今年度は11支部が宇都宮市内の小学校で開催されております。



瑞穂野南小学校にて講師 幹事 船田雅彦氏

青年部会では「租税教育活動」は法人会の原点に立脚した重要な要素を含む意義ある活動であると考え、青年部会活動の大きな柱として全法連青連協で位置付けられ推進されていることもあり、今年度3支部での「租税教室」へ講師として青年部会メンバーが積極的に参加しました。

今後とも青年部会として「租税教育活動」を積極的に取り組んでいきたいと思っております。

今年度各支部で講師を務めた青年部会メンバーは次のとおりです。

○平成24年12月20日 平石北小学校

副部会長 菊地正幸氏（御幸平出支部）



栃木県のアンテナショップ「とちまるショップ」

19年に会社を立ち上げ、ろまんちく村管理運営や「宮カフェ」の経営など、栃木県の農産物直売や

研修会開催

平成25年3月22日（金）に女性部会と共催による研修会を開催しました。

講師として青年部会メンバーでもある、㈱ファーマーズ・フォレスト代表取締役社長 松本謙氏をお招きし「とちまるショップ」によるこそ！食農連携による地域活性化をめざして」と題し、中心市街地の空き店舗対策など地域の活性化に向けたお話を体験を通して講演いただきました。

○平成25年1月11日 瑞穂野南小学校 幹事 船田雅彦氏（石井横田支部）
○平成25年2月14日 姿川第二小学校 副部会長 金柿説生氏（さくら支部）



青年部会メンバーでもある㈱ファーマーズ・フォレスト代表取締役社長 松本謙氏による講演

特産品の流通事業を展開されました。その後、多種にわたり事業展開をされたなか、地域の魅力を一番に感じたのが、昨年4月に東京スカイツリータウン内にオープンした、栃木県のアンテナショップ「とちまるショップ」開店に伴い、ありきたりな物を並べるのではなく、新たな特産品の掘り起こしが「栃木の魅力の発信になる」と奔走されたことにより、他県に負けない栃木県の底力を実感したそうです。

他県出身だからこそ見えた部分が多く、宇都宮の人が気付かないところにもったいなさを感じておられ、我々ももっと身近に感じ、自信をもって地域の魅力を発信することで、地域の活性化に繋げることが大切だと感じた講演会でした。

JOSEI
BUKAI

女性部会

新年税務研修会開催

平成25年1月21日、新年税務研修会をホテル

ニューイタヤにおいて参加者53名で開催いたしました。



佐藤澄子部会長の新年の挨拶では、各種事業も皆様の協力で無事終了し、新入会員も増え、会員の「和」も広がり、新年の新たなスタートができたことを心より感謝したい。また、今後とも社会貢献・租税教育活動には、更に力を注いでいきたいと抱負を述べられました。

税務研修会では、宇都宮税務署長塚田忠幸様を講師にお迎えして、「お酒のよもやまばなし」と題して講演をいただきました。

最近、清酒は蔵元が杜氏に代わって作ることを始め、今、日本酒は最高の味になっているとのこと。栃木県産の地酒を飲む楽しみが増える研修でありました。

税務研修会後は、会員間の懇親会。高橋文吉会長をはじめ、多くの来賓をお迎えして、清酒を飲みながらの和やかな懇親会を開催いたしました。

記 鈴木幸子



研修会会場風景

その他の受賞者一覧 (敬称略)

宇都宮市立
姿川第一小学校

銀賞 池田 尚輝
銅賞 盛林 龍沙
今井 望友
齋藤 栞

宇都宮市立錦小学校

銀賞 荒木 千尋
銅賞 渡邊 賢紀

宇都宮市立平石北小学校

銀賞 青木 智寛
銅賞 猪野 千優

昨年度から開催した「税に関する絵はがきコンクール」も2回目を迎え、今年度は、市内の姿川第一小学校・錦小学校・平石北小学校の3校を訪問し、応募用紙を届けました。昨年の応募作品は総数62点でしたが、今年度は3倍の219点の作品が集まりました。どの作品も小学生とは思えない創作力に富んだ力作が集まり、審査会も迷いながらも楽しく、18点の入選作品を選出いたしました。2月26日には各学校を訪問して、入賞者に表彰状と副賞(図書カード)を、応募者全員には参加賞を贈呈してまいりました。

公益社団法人
宇都宮法人会女性部会

平成24年度

第2回

「税に関する絵はがき
コンクール」

受賞者作品



宇都宮市立平石北小学校

八幡 奈桜さん

税
金賞

宇都宮市立錦小学校

斉藤 湖希さん

税
金賞税
金賞宇都宮市立
姿川第一小学校
上野 開美さん税
金賞宇都宮市立
宮の原小学校
坂本 真愛さん

女性部会長賞

宇都宮市立
錦小学校
河内 知世さん

女性部会長賞

宇都宮市立
姿川第一小学校
過足 まゆさん

法人会長賞

宇都宮市立
姿川第一小学校
佐々木 恭太さん

法人会長賞

宇都宮市立
錦小学校
菅原 恵さん

特集

高齢者のための
ジョブ・リデザイン

雇用問題コメンテーター 長嶋俊三

職務再設計とは

高齢者の生産性アップの方法としての「職務再設計」ジョブ・リデザインについて、今回は触れたい。

職務再設計とは、仕事の方法、職務の内容、仕事組織、職場の作業環境など、仕事に関する諸条件を見直し、作業者の身体的条件や心理的ニーズに合うように、改善していく組織的活動をいう。職場では、仕事のやり方などについて、さまざまな工夫やアイデアが生まれてくるが、こうした工夫を組織だつてとりあげ、具体化していくことを職務再設計と呼んでいる。

その基本的な考え方は、仕事に人を合わせるのではなく、「人に仕事を合わせる」ということである。

生涯のどこでも能力を
最大限に活かす

これまで、企業における中高齢化対策は、仕事を容易に遂行できるようにという配慮から、単に労働負担の軽い作業への職

務転換、配置転換といった施策がとられがちだった。それが労働コストを考えた場合

の手取り早い方法だったのだから、これは、職務が無制限に拡大していかなければ継続できない。職場の高齢者が増え、65歳までの雇用が義務化される時代にあつては、社員一人ひとりに、持てる能力を最大限に発揮してもらわなければ、それこそコストに見合わない。

職務再設計の考え方は、高齢者が引き続き現場にとどまり、基幹労働力として意欲をもつて仕事に取り組めるように、高齢者の個人差を考慮し、その人の能力を最大限に活かすように工夫する、あるいは能力を活かす職務を創り出していく方法ということが出来る。そして、どの年齢においても現役として活躍できる生涯的職務再設計に発展させていく。

作業者の感じ方を
尺度に改善

人の特性に応じて仕事を合わせることができれば、生産効率に大きな役割を演ずる意気込みを得ることが出来る。人の特

性という難しいことのように思われるが、日常の言葉に置き換えれば、人にとって使いやすい、疲れない、判断しなくてすむ、安全だ、快適だ、といったことになる。やる気をなくするような特性をもつ機械設備は使いやすいように変える。それには大げさな測定用具などは必要なく、作業者がつらいと思えば改善していけばよいのである。

一般的に加齢とともに心身機能が低下するとしても、これが直ちに職務能力の低下につながるものではなく、その働きは、状況や環境と深い関係があり、それを含めたトータルな職業能力をみるべきである。作業負担の増大は、高齢者には苦痛を、企業にとっては労働災害や不良品を生む原因となるので、低下している機能を補完する職務再設計をする必要がある。

筆者紹介

長嶋俊三

syunzou nagashima

ながしま・しゅんぞう 1947年生まれ。明治大学卒。新聞記者、TVディレクターを経て、79年より（財）高齢者雇用開発協会発行の月刊誌『エルダー』の編集を創刊から担当。2011年6月、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を退職。著書に『60歳からの仕事』（清家篤慶應義塾大学教授と共著、講談社刊）、『エージレス就業社会』（共著、日本能率協会マネジメントセンター刊）などがある。

平成25年度の「協会けんぽ」の保険料率は
据え置きとなります

●中小企業等で働く方やそのご家族が加入している健康保険「協会けんぽ栃木支部」の平成25年度の健康保険料率、介護保険料率は据え置きとなり、変わりません。

健康保険料率 9.95%

介護保険料率 1.55%

※40歳から64歳までの方は、介護保険料率が加わります。

より詳しい内容は <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/> でご確認ください。 全国健康保険協会栃木支部（協会けんぽ）TEL.028-616-1691

特集

要注意！

ネット依存が職場をおびやかす

産業カウンセラー 柏木勇一

うつ病診断、医師も見抜けなかった真相とは？

流通業の経理担当で30代のM子さんは夫との2人暮らし。ある時期から日中でも眠そうな表情で、入力ミスも目立ち始めた。「期末処理で負担が重かったかな」。心配した上司が声をかけたところ「夜眠れないのです」という返事。上司は医者に行くように勧めた。結果は「抑うつ状態で1か月の休養が必要」という診断だった。

上司の仲介でカウンセリングを開始。そこで語られたことは、職場では恥ずかしくて語ることができない内容だった。不眠、意欲・集中力減退、自責感などは、うつ状態の典型的な症状。専門医が診断したのも当然だが、原因を突き止めてはいなかった。

明け方までゲーム、眠れないまま出勤

M子さんが語った真相とは……。夫が勤務していた不動産会社が倒産。再就職活動もうまくいかず、夫婦喧嘩が絶えなくなった。経理ソフトを勉強するために購入した自分用のパソコンで、インターネットを開いてひとりだけの空間に閉じこもるのが日常になった。

いつの間にかオンラインゲームの世界に入り込み、自分のキャラクターに登録してマニアとゲームする時間が増え、深夜から明け方まで熱中し、そのまま出勤することもあった。

職場でもスマートホンでのゲームに興じた。休憩時間だけでなく、こっそりトイレに入って繰り返しすることもあった。寝不足、仕事への意欲減退、つまり「抑うつ状態」は、このネット依存による不規則な生活によるものだった。

仕事ストレスのはけ口をネットに求め、やがて依存状態に

いま日本ではどのくらいのネット依

存者がいるのか。平成18年の厚労省の推計では、子どもを含めて500万人。それから5年、スマホ、タブレット端末などの誕生でさらに増えていることは明らかだが、解明されていない。M子さんのように、家ではパソコン、職場ではこっそりスマホでという社員が、じわじわと増えていると考えていい。

M子さんは、夫婦関係の悪化からネットゲームに逃げた。仕事の重圧、人間関係の悪化などからのストレス発散のために、ゲームに依存してしまう若者が急増しているという報告もある。深夜までネット、休日には昼夜逆転の生活を繰り返すと、遅刻、無断欠勤、居眠り、ミス、能率ダウンなど、業務に悪影響することは当然だ。

新しい職場環境悪化の要因、求められる危機意識と対策

うつ状態の症状でも、実態は生活の乱れが引き起こしたもの。医療受診よ

りは、生活習慣の改善で立ち直ることは可能だ。ということは、職場の上司や同僚による早期発見が、ここでもカギを握っている。「席を離れることが多い」「ランチも一緒に食べない」などの行動の変化で、「ちょっと怪しい」と気づくことはできるはずだ。依存自体は病気の範疇に入るが、たとえ一人のネットゲーム依存でも、職場の環境悪化を招くという危機意識をもって、監視体制の強化などに努めなければいけない。新しいマネジメントがこれからの職場責任者に求められている。

筆者紹介

柏木 勇一

Yuichi kashiwagi



かしわぎ・ゆういち 1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。厚生労働省認定産業カウンセラー、日本産業カウンセラー協会認定キャリア・コンサルタント、家族相談士、交流分析士。

「雑談・雑学の庭

ウグイスが鳴くと春が来る

カレンダーが1枚めくられて2月になると、年末年始のころに比べ、太陽の光に力強さを感じるようになる。ロシア語では「光の春」というそうだ。

ただし、春の気分は光だけ。寒さはもうしばらく続くことになる。

「春は名みの風の寒さや…」で始まる『早春賦』（吉丸一昌作詞、中田章作曲）が発表されたのがちょうど100年前の大正2年。歌はこのあと、「谷のウグイスもスタンバイしていただけど、寒いし、時季的にもちよつと早いから鳴かないよ」というような意味の歌詞になる。

ウグイスの鳴き声といえば「ホーホケキョ」が一般的だが、これは「さえずり」といって、オスだけが鳴き、自分の縄張りを示す。地鳴きは「チャッチャッ」と聞こえる。春告鳥（はるつげどり）の別名があるウグイスだが、気象庁の生物の動向で季節の移り変わりを調べる「生物季節観測」の対象になっ

ている。「ホーホケキョ」と初めて聞いた日が「ウグイスの初鳴き日」。これから3月、4月と「初鳴き前線」は日本列島を北上していくので、鳴き声を聞きたい方はもうしばらくお待ちを…。

地球は温暖化。きつと、100年前より現在のウグイスは少し楽になったに違いない。

作者略歴

藤木 順平

junpei fujiki

（ふじき・じゅんぺい＝本名・藤田順一）フリーランスライター。1976年早大理工学部卒業。NHK『てんぷく笑芸場』の台本執筆勉強会に参加。日本テレビ『アメリカ横断・ウルトラクイズ』のクイズ作家として5年間番組に加わる。芝居・漫才の台本・コントなどを執筆するかわら、ことわざや笑いを通じての「人間探求」をテーマにした講演を行う。1993年から2007年まで㈱エフシージー総合研究所に勤務、労働組合などの広報誌紙向けに雑学系の原稿執筆やパズル・クイズの作成を担当する。

宇都宮法人会 今後の事業予定（主なもの）

月 日	行 事	会 場
4月12日	全国女性フォーラム 愛知大会	愛知県
15日	ビジネスマナー研修	法人会会館
17日	研修小委員会	法人会会館
18日	福利厚生制度 キックオフ会議	ホテルニューイタヤ
19日	県内事務局長会議	法人会会館
24日	社会保険・労働保険 セミナー	法人会会館
28日	はなみずき フェスタ2013 出店	駅東さざなみ公園
5月8日	決算期別法人説明会	ベルヴィ宇都宮
9日	決算期別法人説明会	二荒山会館
19日	フェスタ マイつつのみ2013 出店	城址公園
24日	理事会	護国会館
6月5日	青年部会定時総会	未定
6日	新設法人説明会	法人会会館
7日	女性部会定時総会	ホテル丸治
12日	広報委員会	法人会会館
18日	第2回通常総会	ホテルニューイタヤ
中旬	初級経理実務研修	法人会会館



医療法人
北斗会

宇都宮東病院

健 診センター
糖尿病センター

人間ドック・脳ドック・生活習慣病 【人間ドック予約専用】 ☎ 0120-626-535

レストラン・フィットネス併設

詳しくはお問い合わせください

【お問い合わせ】

〒321-0901 栃木県宇都宮市平出町 368 番地 8 ☎ 028-683-5771

